

○経済産業省令 号

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六十九条の五、輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第一及び外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）別表の規定に基づき、輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年 月 日

経済産業大臣 名

輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令（平成三年通商産業省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

（輸出貿易管理令別表第一関係）

第一条 輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）別表第一の二の項の経済産業省令で定める仕様のもは、次のいずれかに該当するものとする。

一 一十六

十七 輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）別表第一の

二の項の経済産業省令で定める仕様のもは、次のいずれかに該当するものとする。

イ・ロ 「略」

ハ 角度の変位を測定するものであって、角度位置の偏差の最大値が〇・〇〇〇二五度以下のもの（平行光線を用いて鏡の角度の変位を測定する光学的器械（オートコリメータを含む。）を除く。）

ニ 「略」

十八 一十六 「略」

改正前

（輸出貿易管理令別表第一関係）

第一条 輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）別表第一の二の項の経済産業省令で定める仕様のもは、次のいずれかに該当するものとする。

一 一十六

十七 輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）別表第一の

二の項の経済産業省令で定める仕様のもは、次のいずれかに該当するものとする。

イ・ロ 「略」

ハ 角度の変位を測定するものであって、角度位置の偏差の最大値が〇・〇〇〇二五度以下のもの（平行光線を用いて鏡の角度の変位を測定する光学的器械を除く。）

ニ 「略」

十八 一十六 「略」

第二条 輸出令別表第一の三の項（一）の経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 軍用の化学製剤の原料となる物質として、次のいずれかに該当するもの又はこれらの物質を含む混合物であつて、いずれかの物質の含有量が全重量の三〇パーセントを超えるもの
イ ㍻ ㍼

ノ ㍽
メチルホスホロジクロリダート
オ ㍾
エチルホスホロジクロリダート
ク ㍿
メチルホスホロジフロリダート
ケ ㊀
エチルホスホロジフロリダート
マ ㊁
ジエチルクロロホスファイト
フ ㊂
クロロフルオロメチルホスフエート
コ ㊃
クロロフルオロエチルホスフエート
エ ㊄
N・Nージメチルホルムアミジン
テ ㊅
N・Nージエチルホルムアミジン
ア ㊆
N・Nージプロピルホルムアミジン
サ ㊇
N・Nージイソプロピルホルムアミジン
キ ㊈
N・Nージメチルアセトアミジン
ユ ㊉
N・Nージエチルアセトアミジン
メ ㊊
N・Nージプロピルアセトアミジン
ミ ㊋
N・Nージメチルプロパノアミジン
シ ㊌
N・Nージエチルプロパノアミジン
エ ㊍
N・Nージメチルブタノアミジン
ヒ ㊎
N・Nージエチルブタノアミジン
モ ㊏
N・Nージプロピルブタノアミジン

第二条 輸出令別表第一の三の項（一）の経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 軍用の化学製剤の原料となる物質として、次のいずれかに該当するもの又はこれらの物質を含む混合物であつて、いずれかの物質の含有量が全重量の三〇パーセントを超えるもの
イ ㍻ ㍼

㍽
[新設]
㍾
[新設]
㍿
[新設]
㊀
[新設]
㊁
[新設]
㊂
[新設]
㊃
[新設]
㊄
[新設]
㊅
[新設]
㊆
[新設]
㊇
[新設]
㊈
[新設]
㊉
[新設]
㊊
[新設]
㊋
[新設]
㊌
[新設]
㊍
[新設]
㊎
[新設]
㊏
[新設]

セ|| N・Nージイソプロピルブタノアミジン
ス|| N・Nージメチルイソブタノアミジン
ン|| N・Nージエチルイソブタノアミジン
イイ|| N・Nージプロピルイソブタノアミジン

二・三 [略]

2 輸出令別表第一の三の項(二)の経済産業省令で定める仕様
のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一〜五 [略]

六 かくはん機であつて、第一号に該当するものに用いられる
に設計されたもの又はその部分品として設計されたインペラ
ー、ブレード若しくはシャフトのうち、内容物と接触するす
べての部分が次のいずれかに該当する材料で構成され、裏打
ちされ、又は被覆されたもの

イ〜チ [略]

七〜十二 [略]

3 [略]

第二条の二 輸出令別表第一の三の二の項(一)の経済産業省令
で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 ウイルス(ワクチンを除く。)であつて、アフリカ馬疫ウ
イルス、アフリカ豚熱ウイルス、アンデアン・ポテト・ラテ
ント・ウイルス、アンデスウイルス、エボラウイルス属の全
てのウイルス、黄熱ウイルス、オムスク出血熱ウイルス、オ
ロポーチウイルス、ガナリトウイルス、キャサヌール森林病
ウイルス、牛疫ウイルス、クリミア・コンゴ出血熱ウイルス
、口蹄疫ウイルス、高病原性鳥インフルエンザウイルス(H
五又はH七のH抗原を有するものに限る。)、SARSコロ

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

二・三 [略]

2 輸出令別表第一の三の項(二)の経済産業省令で定める仕様
のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一〜五 [略]

六 かくはん機であつて、第一号に該当するものに用いられる
もの又はその部分品として設計されたインペラー、ブレード
若しくはシャフトのうち、内容物と接触するすべての部分が
次のいずれかに該当する材料で構成され、裏打ちされ、又は
被覆されたもの

イ〜チ [略]

七〜十二 [略]

3 [略]

第二条の二 輸出令別表第一の三の二の項(一)の経済産業省令
で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 ウイルス(ワクチンを除く。)であつて、アフリカ馬疫ウ
イルス、アフリカ豚熱ウイルス、アンデアン・ポテト・ラテ
ント・ウイルス、アンデスウイルス、エボラウイルス属の全
てのウイルス、黄熱ウイルス、オムスク出血熱ウイルス、オ
ロポーチウイルス、ガナリトウイルス、キャサヌール森林病
ウイルス、牛疫ウイルス、クリミア・コンゴ出血熱ウイルス
、口蹄疫ウイルス、高病原性鳥インフルエンザウイルス(H
五又はH七のH抗原を有するものに限る。)、SARSコロ

ナウイルス、再構成一九一八年インフルエンザウイルス、サ
ビアウイルス、サル痘ウイルス、小反芻獣疫ウイルス、シン
ノンブレウイルス、水疱性口内炎ウイルス、西部ウマ脳炎ウ
イルス、セントルイス脳炎ウイルス、ソウルウイルス、ダニ
媒介脳炎ウイルス（極東型に限る。）、チクングニアウイル
ス、チャパレウイルス、跳躍病ウイルス、テュクロウイルス
、痘瘡ウイルス、東部ウマ脳炎ウイルス、ドブラバーベルグ
レドウイルス、ニパウイルス、日本脳炎ウイルス、ニューカ
ッスル病ウイルス、ハンタンウイルス、豚熱ウイルス、豚水
疱病ウイルス、豚テシオウイルス、豚ヘルペスウイルス―1
、フニンウイルス、ブルータングウイルス、ベネズエラウマ
脳炎ウイルス、ヘンドラウイルス、ポテト・スピンドル・チ
ュバー・ウイロイド、ポワッサンウイルス、マチュポウイル
ス、MERSコロナウイルス、マールブルグウイルス属の全
てのウイルス、マレー溪谷脳炎ウイルス、ヤギ痘ウイルス、
羊痘ウイルス、ラグナネグラウイルス、ラッサウイルス、ラ
ンピースキン病ウイルス、リッサウイルス属のウイルス（狂
犬病ウイルスを含む。）、リフトバレー熱ウイルス、リンパ
球性脈絡髄膜炎ウイルス、ルヨウイルス又はロシオウイルス

二〇六 「略」

2 「略」

第三条・第四条 「略」

第五条 輸出令別表第一の六の項の経済産業省令で定める仕様の
ものは、次のいずれかに該当するものとする。

一〇七 「略」

八 測定装置（工作機械であつて、測定装置として使用するこ

ナウイルス、再構成一九一八年インフルエンザウイルス、サ
ビアウイルス、サル痘ウイルス、小反芻獣疫ウイルス、シン
ノンブレウイルス、水疱性口内炎ウイルス、西部ウマ脳炎ウ
イルス、セントルイス脳炎ウイルス、ソウルウイルス、ダニ
媒介脳炎ウイルス（極東型に限る。）、チクングニアウイル
ス、チャパレウイルス、跳躍病ウイルス、テュクロウイルス
、痘瘡ウイルス、東部ウマ脳炎ウイルス、ドブラバーベルグ
レドウイルス、ニパウイルス、日本脳炎ウイルス、ニューカ
ッスル病ウイルス、ハンタンウイルス、豚熱ウイルス、豚水
疱病ウイルス、豚テシオウイルス、豚ヘルペスウイルス―1
、フニンウイルス、ブルータングウイルス、ベネズエラウマ
脳炎ウイルス、ヘンドラウイルス、ポテト・スピンドル・チ
ュバー・ウイロイド、ポワッサンウイルス、マチュポウイル
ス、マールブルグウイルス属の全てのウイルス、マレー溪谷
脳炎ウイルス、ヤギ痘ウイルス、羊痘ウイルス、ラグナネグ
ラウイルス、ラッサウイルス、ランピースキン病ウイルス、
リッサウイルス属のウイルス（狂犬病ウイルスを含む。）、
リフトバレー熱ウイルス、リンパ球性脈絡髄膜炎ウイルス、
ルヨウイルス又はロシオウイルス

二〇六 「略」

2 「略」

第三条・第四条 「略」

第五条 輸出令別表第一の六の項の経済産業省令で定める仕様の
ものは、次のいずれかに該当するものとする。

一〇七 「略」

八 測定装置（工作機械であつて、測定装置として使用するこ

とができるものを含む。以下この条において同じ。)、位置のフィードバック装置又は測定装置の組立品であつて、次のいずれかに該当するもの(第二号又は第三号に該当するものを除く。)

イ・ロ 「略」

ハ 工作機械用に特に設計した回転位置フィードバック装置又は角度の変位を測定する装置であつて、角度の精度が○・九角度秒以下のもの(平行光線を用いて鏡の角度の変位を測定する光学的器械(オートコリメーターを含む。)を除く。)

ニ 「略」

九〇十一 「略」

第六条・第七条 「略」

第八条 輸出令別表第一の九の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一〇十 「略」

十一 暗号装置又は暗号機能を実現するための部分品のうち、情報システムのセキュリティ管理機能が無効化し、機能を低下させ又は迂回させるものであつて、次のいずれかに該当するもの

イ 「略」

ロ 電子計算機の端末又は通信端末から生データを抽出するもの(イ又は第七条第五号に該当するものを除く。)であつて、その機能実現のために電子計算機の端末又は通信端末の認証又は承認制御を迂回することができるように設計したもの(電子計算機の端末又は通信端末の設計又は製造

とができるものを含む。以下この条において同じ。)、位置のフィードバック装置又は測定装置の組立品であつて、次のいずれかに該当するもの(第二号又は第三号に該当するものを除く。)

イ・ロ 「略」

ハ 工作機械用に特に設計した回転位置フィードバック装置又は角度の変位を測定する装置であつて、角度の精度が○・九角度秒以下のもの(平行光線を用いて鏡の角度の変位を測定する光学的器械を除く。)

ニ 「略」

九〇十一 「略」

第六条・第七条 「略」

第八条 輸出令別表第一の九の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一〇十 「略」

十一 暗号装置又は暗号機能を実現するための部分品のうち、情報システムのセキュリティ管理機能が無効化し、機能を低下させ又は迂回させるものであつて、次のいずれかに該当するもの

イ 「略」

ロ 電子計算機の端末又は通信端末から生データを抽出するもの(イ又は第七条第五号に該当するものを除く。)であつて、その機能実現のために電子計算機の端末又は通信端末の認証又は承認制御を迂回することができるように設計したもの(電子計算機の端末又は通信端末の設計又は製造

のために特に設計したシステム又は装置、若しくは次の（一）から（四）に掲げるものを除く。）

（一） デバッグ、ハイパーバイザー

（二） （四） 「略」

十二 「略」

第九条～第二十条 「略」

第二十一条 外為令別表の九の項（一）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一～十五 「略」

十六 第八条第九号ロに該当する機能を有する技術（プログラムを除く。）であつて、暗号機能有効化の手段を用いることによつてのみ、ある貨物又はあるプログラムの暗号機能を有効化するもの

十七 第八条第九号ロに該当する機能を有するプログラムであつて、暗号機能有効化の手段を用いることによつてのみ、ある貨物又はあるプログラムの暗号機能を有効化するもの
2 外為令別表の九の項（二）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一～十四 「略」

十五 法執行による監視又は分析を行うために特別に設計又は改造したプログラムであつて、次のイ及びロの機能を実現するもの（第一項第五号、同項第六号、同項第八号若しくは本項第二号又は本号ハからトのいずれかに該当するもののため）に専用に設計又は改造したプログラムを除く。）

イ～ヘ 「略」

ト モバイル決済又は銀行業務

のために特に設計したシステム又は装置、若しくは次の（一）から（四）に掲げるものを除く。）

（一） デバッカー、ハイパーバイザー

（二） （四） 「略」

十二 「略」

第九条～第二十条 「略」

第二十一条 外為令別表の九の項（一）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一～十五 「略」

十六 第八条第九号ロに該当する機能を有する技術（プログラムを除く。）であつて、暗号機能有効化の手段を用いることによつて、ある貨物又はあるプログラムの暗号機能を有効化するもの

十七 第八条第九号ロに該当する機能を有するプログラムであつて、暗号機能有効化の手段を用いることによつて、ある貨物又はあるプログラムの暗号機能を有効化するもの
2 外為令別表の九の項（二）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一～十四 「略」

十五 法執行による監視又は分析を行うために特別に設計又は改造したプログラムであつて、次のイ及びロの機能を実現するもの（第一項第五号、同項第六号、同項第八号若しくは本項第二号又は本号ハからトのいずれかに該当するもののため）に専用に設計又は改造したプログラムを除く。）

イ～ヘ 「略」

ト モバイル決済又は銀行業務

<p>十六 [略]</p> <p>3・4 [略]</p> <p>第二十二條～第二十八條 [略]</p> <p>別表第一～別表第三 [略]</p>	<p>十六 [略]</p> <p>3・4 [略]</p> <p>第二十二條～第二十八條 [略]</p> <p>別表第一～別表第三 [略]</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。
(罰則に関する経過措置)
- 2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

「輸出貿易管理令の運用について」の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号・62貿易局第322号）

改正後			現行		
(略)			(略)		
0 (略)			0 (略)		
1 輸出の許可			1 輸出の許可		
1-0 (略)			1-0 (略)		
1-1 輸出の許可			1-1 輸出の許可		
(1)～(6) (略)			(1)～(6) (略)		
(7) 輸出令別表第1の中欄に掲げる貨物に関する輸出の許可			(7) 輸出令別表第1の中欄に掲げる貨物に関する輸出の許可		
(イ) 輸出令別表第1の解釈			(イ) 輸出令別表第1の解釈		
(略)			(略)		
輸出令別表第1の項	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈	輸出令別表第1の項	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈
1～3	(略)	(略)	1～3	(略)	(略)
3の2	(略)	(略)	3の2	(略)	(略)
	使い捨て培養容器	一回限りの使用（装置本体に取り付け、培養のために使用した後、当該培養容器を取り外すまで又は自立型の使用をいう。）で使い捨てるものであって、装置本体から取り外した状態で滅菌又は殺菌をした後、再度使用することのできないもの（取り外した後、そのまま廃棄するものを含む。）をいう。		使い捨て培養容器	一回限りの使用（装置本体に取り付け、培養のために使用した後、当該培養容器を取り外すまでの使用をいう。）で使い捨てるものであって、装置本体から取り外した状態で滅菌又は殺菌をした後、再度使用することのできないもの（取り外した後、そのまま廃棄するものを含む。）をいう。
	(略)	(略)		(略)	(略)
4～7	(略)	(略)	4～7	(略)	(略)
8	(略)	(略)	8	(略)	(略)
	ニューラルコンピュータ	ニューロン（神経細胞又は神経突起）又はその集合体の作用を模擬するように設計又は設計変更された演算装置をいう。すなわち、以前のデータに基づいて多数の演算構成要素間の相互接続の重み付け及び数を調節できるハードウェアの能力によって、特徴		ニューラルコンピュータ	ニューロン（神経細胞又は神経突起）又はその集合体の作用を模擬するように設計又は設計変更された演算装置をいう。

		付けられる演算装置を指す。			
	(略)	(略)		(略)	(略)
	侵入プログラム	(略)	ハイパーバイザー、デバッグ、ソフトウェアリバースエンジニアリング (SRE) ツール、デジタル著作権管理 (DRM) システムのプログラム、資産の追跡又は回復のために製造者、管理者又は利用者によってインストールされるように設計されたプログラムを除く。	侵入プログラム	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
9	(略)	(略)		9	(略)
	貨物等省令第8条第九号から第十一号までの規定中の装置若しくはシステム又はその部分品	(略)	貨物等省令第21条第1項第九号又は同項第九号の二に該当するプログラムのみにより第8条第九号から第十一号までのいずれかに該当する貨物の有する機能と同等の機能を実現するものを除く。	貨物等省令第8条第九号から第十一号までの規定中の装置若しくはシステム又はその部分品	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
10～16	(略)	(略)		10～16	(略)

(ロ) ～ (ニ) (略)

(8) (略)

2・3 (略)

4 特例

(ロ) ～ (ニ) (略)

(8) (略)

2・3 (略)

4 特例

4-1・4-1-1 (略)

4-1-2 輸出令第4条第1項第二号の解釈及び取扱い

(1)～(3) (略)

(4) 輸出令第4条第1項第二号のニに規定する「その他これに準ずる施設」とは、OECD代表部等を言う。ただし、法第48条第1項の趣旨に照らし、名誉領事官等は含まれない。

(5) (略)

4-1-3～4-3-1 (略)

4-2-2 輸出令別表第5の解釈及び取扱い

(略)

(1)～(8) (略)

(9) 輸出令別表第5第八号の規定については、次により取り扱う。

(イ)・(ロ) (略)

(ハ)「その他これに準ずる施設」とは、名誉領事官等をいう。

(10)～(14) (略)

4-2-4・4-3 (略)

5～13 (略)

(以下、略)

4-1・4-1-1 (略)

4-1-2 輸出令第4条第1項第二号の解釈及び取扱い

(1)～(3) (略)

(4) 輸出令第4条第1項第二号のニに規定する「その他これに準ずる施設」とは、OECD代表部、商務官事務所、貿易官事務所等を言う。ただし、法第48条第1項の趣旨に照らし、名誉領事官等は含まれない。

(5) (略)

4-1-3～4-3-1 (略)

4-2-2 輸出令別表第5の解釈及び取扱い

(略)

(1)～(8) (略)

(9) 輸出令別表第5第八号の規定については、次により取り扱う。

(イ)・(ロ) (略)

(ハ)「その他これに準ずる施設」とは、名誉領事官、商務官事務所、貿易官事務所等をいう。

(10)～(14) (略)

4-2-4・4-3 (略)

5～13 (略)

(以下、略)

「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」（平成4年12月21日付け4貿易局第492号）

改正後			現行			
(略)			(略)			
1～3 (略)			1～3 (略)			
別紙1 外国為替令別表（貨物等省令を含む。）中解釈を要する語			別紙1 外国為替令別表（貨物等省令を含む。）中解釈を要する語			
外為令別表第1の項	外為令別表中解釈を要する語	解 釈	外為令別表第1の項	外為令別表中解釈を要する語	解 釈	
1～7	(略)	(略)	1～7	(略)	(略)	
8	(略)	(略)	8	(略)	(略)	
	侵入プログラム	(略)		侵入プログラム	(略)	ハイパーバイザー、デバッガ、ソフトウェアリバースエンジニアリング（SRE）ツール、デジタル著作権管理（DRM）システムのプログラム、資産の追跡又は回復のために製造者、管理者又は利用者によってインストールされるように設計されたプログラムを除く。
	(略)	(略)				(略)
9	(略)	(略)	9	(略)	(略)	
	暗号機能有効化の手段を用いることによるのみ、ある貨物又はあるプログラム	(略)		暗号機能有効化の手段を用いることによる、ある貨物又はあるプログラムの暗	(略)	(略)

	の暗号機能を有効か するもの	
	(略)	(略)
10～ 16	(略)	(略)

別紙1-2～別紙3 (略)

別紙4 役務取引・特定記録媒体等輸出等許可の有効期限の延長申請又は許可証の内容
変更申請書の添付資料等

第1 (略)

第2 役務取引・特定記録媒体等輸出等許可の有効期限の延長申請又は許可証の内容変
更申請書の記載要領

1 (略)

2 申請書記載上の注意事項

(1) 申請者氏名又は名称及び代表者の氏名
申請者の氏名又は法人及び代表者名を記名する。
代表者以外の者が記名する場合は、別に委任状を添付すること。

(2)～(5) (略)

参考様式1～参考様式4 (略)

	号機能を有効かする もの	
	(略)	(略)
10～ 16	(略)	(略)

別紙1-2～別紙3 (略)

別紙4 役務取引・特定記録媒体等輸出等許可の有効期限の延長申請又は許可証の内容
変更申請書の添付資料等

第1 (略)

第2 役務取引・特定記録媒体等輸出等許可の有効期限の延長申請又は許可証の内容変
更申請書の記載要領

1 (略)

2 申請書記載上の注意事項

(1) 申請者記名押印又は署名
申請者の氏名又は法人及び代表者名を記名するとともに、押印し、又は署名する。
代表者以外の者が記名するとともに、押印し、又は署名する場合は、別に委任状
を添付すること。

(2)～(5) (略)

参考様式1～参考様式4 (略)

「大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について」の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について」（平成24年4月2日付け輸出注意事項24第24号・平成24・03・23貿易局第1号）

改正後		現行	
(略) 1 輸出者が確認すべき事項 (略) (1)・(2) (略) (3) 核兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例及び通常兵器の開発、製造若しくは仕様に用いられるおそれの強い貨物例 1) 核兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例 (略) なお、シリアを仕向地とする場合は、上記の確認に加え、下記の貨物を輸出する際には、上記と同様に懸念相手先等における核兵器等の開発等を助長することがないように、輸出者等において(4)及び(5)の用途・需要者の確認も特に慎重に行うこと。		(略) 1 輸出者が確認すべき事項 (略) (1)・(2) (略) (3) 核兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例及び通常兵器の開発、製造若しくは仕様に用いられるおそれの強い貨物例 1) 核兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例 (略) なお、シリアを仕向地とする場合は、上記の確認に加え、下記の貨物を輸出する際には、上記と同様に懸念相手先等における核兵器等の開発等を助長することがないように、輸出者等において(4)及び(5)の用途・需要者の確認も特に慎重に行うこと。	
品 目	懸念される用途	品 目	懸念される用途
1.・2. (略) 3. 塩化アルミニウム(7446-70-0)、ジクロロメタン(75-09-2)、N, N-ジメチルアニリン(121-69-7)、臭化イソプロピル(75-26-3)、イソプロピルエーテル(108-20-3)、モノイソプロピルアミン(75-31-0)、臭化カリウム(7758-02-3)、ピリジン(110-86-1)、臭化ナトリウム(7647-15-6)、ナトリウム金属(7440-23-5)、トリブチルアミン(102-82-9)、トリエチルアミン(121-44-8)、トリメチルアミン(75-50-3)、アセチレン(74-86-2)、アセトン(67-64-1)、アンチモン(7440-36-0)、砒(ひ)素(7440-38-2)、三酸化二砒(ひ)素(1327-53-3)、ビス(2-クロロエチル)エチルアミン塩酸塩	(略) 化学兵器	1.・2. (略) 3. 塩化アルミニウム(7446-70-0)、ジクロロメタン(75-09-2)、N, N-ジメチルアニリン(121-69-7)、臭化イソプロピル(75-26-3)、イソプロピルエーテル(108-20-3)、モノイソプロピルアミン(75-31-0)、臭化カリウム(7758-02-3)、ピリジン(110-86-1)、臭化ナトリウム(7647-15-6)、ナトリウム金属(7440-23-5)、トリブチルアミン(102-82-9)、トリエチルアミン(121-44-8)、トリメチルアミン(75-50-3)、アセチレン(74-86-2)、アセトン(67-64-1)、アンチモン(7440-36-0)、砒(ひ)素(7440-38-2)、三酸化二砒(ひ)素(1327-53-3)、 <u>Bis(2-chloroethyl)ethylamine</u> <u>hydrochloride</u>	(略) 化学兵器

<p>(3590-07-6)、<u>ビス(2-クロロエチル)メチルアミン塩酸塩</u>(55-86-7)、ベンジル(134-81-6)、ベンズアルデヒド(100-52-7)、ベンゾイン(119-53-9)、1-ブromo-2-クロロエタン(107-04-0)、塩素(7782-50-5)、ジエチルエーテル(60-29-7)、ジメチルエーテル(115-10-6)、N,N-ジメチルエタノールアミン(108-01-0)、ジシクロヘキシルアミン(101-83-7)、エチレン(74-85-1)、二塩化エチレン(107-06-2)、エチレングリコールモノメチルエーテル(109-86-4)、エチルブロマイド(74-96-4)、塩化エチル(75-00-3)、エチルアミン(75-04-7)、酸化エチレン(75-21-8)、フルオロアパタイト(1306-05-4)、ヘキサメチレンテトラミン(100-97-0)、硫化水素(7783-06-4)、イソシアン酸メチル(624-83-9)、イソプロピルアルコール(濃度が95%以上のもの)(67-63-0)、マンデル酸(90-64-2)、メチルアミン(74-89-5)、メチルブロマイド(74-83-9)、塩化メチル(74-87-3)、ヨウ化メチル(74-88-4)、メチルメルカプタン(74-93-1)、エチレングリコール(107-21-1)、ニトロメタン(75-52-5)、オキサクロリド(79-37-8)、ピクリン酸(88-89-1)、硫化カリウム(1312-73-8)、チオシアン酸カリウム(333-20-0)、キナルジン(91-63-4)、塩化チオホスホリル(3982-91-0)、トリ-n-ブチルホスファイト(102-85-2)、亜リン酸トリイソブチル(1606-96-8)、塩化トリス(2-クロロエチル)アンモニウム(817-09-4)、次亜塩素酸ナトリウム(7681-52-9)、無水硫酸(7446-11-9)、黄リン(12185-10-3)、赤リン(7723-14-0)</p> <p>4. ～20. (略)</p> <p>21. 水銀(7439-97-6)、塩化バリウム(10361-37-2)、硫酸(90%以上の重量濃度)(7664-93-9)、<u>3,3-ジメチル-1-ブテン</u>(558-37-2)、<u>2,2-ジメチルプロパナール</u></p>	<p>(略)</p> <p>化学兵器</p>	<p>(3590-07-6)、<u>Bis(2-chloroethyl)methylamine hydrochloride</u>(55-86-7)、ベンジル(134-81-6)、ベンズアルデヒド(100-52-7)、ベンゾイン(119-53-9)、1-ブromo-2-クロロエタン(107-04-0)、塩素(7782-50-5)、ジエチルエーテル(60-29-7)、ジメチルエーテル(115-10-6)、N,N-ジメチルエタノールアミン(108-01-0)、ジシクロヘキシルアミン(101-83-7)、エチレン(74-85-1)、二塩化エチレン(107-06-2)、エチレングリコールモノメチルエーテル(109-86-4)、エチルブロマイド(74-96-4)、塩化エチル(75-00-3)、エチルアミン(75-04-7)、酸化エチレン(75-21-8)、フルオロアパタイト(1306-05-4)、ヘキサメチレンテトラミン(100-97-0)、硫化水素(7783-06-4)、イソシアン酸メチル(624-83-9)、イソプロピルアルコール(濃度が95%以上のもの)(67-63-0)、マンデル酸(90-64-2)、メチルアミン(74-89-5)、メチルブロマイド(74-83-9)、塩化メチル(74-87-3)、ヨウ化メチル(74-88-4)、メチルメルカプタン(74-93-1)、エチレングリコール(107-21-1)、ニトロメタン(75-52-5)、オキサクロリド(79-37-8)、ピクリン酸(88-89-1)、硫化カリウム(1312-73-8)、チオシアン酸カリウム(333-20-0)、キナルジン(91-63-4)、塩化チオホスホリル(3982-91-0)、トリ-n-ブチルホスファイト(102-85-2)、亜リン酸トリイソブチル(1606-96-8)、塩化トリス(2-クロロエチル)アンモニウム(817-09-4)、次亜塩素酸ナトリウム(7681-52-9)、無水硫酸(7446-11-9)、黄リン(12185-10-3)、赤リン(7723-14-0)</p> <p>4. ～20. (略)</p> <p>21. 水銀(7439-97-6)、塩化バリウム(10361-37-2)、硫酸(90%以上の重量濃度)(7664-93-9)、</p>	<p>(略)</p> <p>化学兵器</p>
---	------------------------	--	------------------------

(630-19-3)、2,2-ジメチルプロピルクロリド (753-89-9)、2-メチルブテン(26760-64-5)、2-クロロ-3-メチルブタン (631-65-2)、ピナコール (76-09-5)、2-メチル-2-ブテン(513-35-9)、ブチルリチウム(109-72-8)、ブromo(メチル)マグネシウム (75-16-1)、ホルムアルデヒド (50-00-0)、2,2'-イミノジエタノール (111-42-2)、炭酸ジメチル (616-38-6)、N-メチルジエタノールアミン (105-59-9)、メチルジエタノールアミン塩酸塩 (54060-15-0)、メタノール(67-56-1)、エタノール (64-17-5)、1-ブタノール (71-36-3)、2-ブタノール (78-92-2)、イソブタノール(78-83-1)、2-メチルプロパン-2-オール(75-65-0)、シクロヘキサノール (108-93-0)、ジエチルアンモニウム=クロリド (660-68-4)、ジイソプロピルアミン-塩酸塩 (819-79-4)、キヌクリジン-3-オン塩酸塩 (1193-65-3)、3-キヌクリジノール塩酸塩 (6238-13-7)、(R)-3-キヌクリジノール塩酸塩 (42437-96-7)、2-(ジエチルアミノ)エタノール塩酸塩 (N,N-ジエチルアミノエタノール塩酸塩) (14426-20-1)、2-ジイソプロピルアミノエタノール塩酸塩(63051-68-3)

(注) 3. から 5. まで及び 2 1. の () の番号は CAS 番号 (※アメリカ化学会の機関である CAS (Chemical Abstracts Service) が個々の化学物質又は化学物質群に付与している登録番号)

(4)・(5) (略)

2~6 (略)

様式 1~3 (略)

別記 1 (略)

3,3-dimethyl-1-butene (558-37-2)、2,2-ジメチルプロパナール (630-19-3)、2,2-dimethylpropylchloride (753-89-9)、2-メチルブテン (26760-64-5)、2-chloro-3-methylbutane (631-65-2)、ピナコール(76-09-5)、2-メチル-2-ブテン(513-35-9)、ブチルリチウム(109-72-8)、ブromo(メチル)マグネシウム (75-16-1)、ホルムアルデヒド (50-00-0)、2,2'-イミノジエタノール (111-42-2)、炭酸ジメチル (616-38-6)、N-メチルジエタノールアミン (105-59-9)、Methyldiethanolamine hydrochloride (54060-15-0)、メタノール(67-56-1)、エタノール(64-17-5)、1-ブタノール (71-36-3)、2-ブタノール(78-92-2)、イソブタノール(78-83-1)、2-メチルプロパン-2-オール(75-65-0)、シクロヘキサノール(108-93-0)、ジエチルアンモニウム=クロリド(660-68-4)、ジイソプロピルアミン-塩酸塩 (819-79-4)、キヌクリジン-3-オン塩酸塩 (1193-65-3)、3-Quinuclidinol hydrochloride (6238-13-7)、(R)-3-Quinuclidinol hydrochloride (42437-96-7)、N,N-Diethylaminoethanol hydrochloride (14426-20-1)、2-ジイソプロピルアミノエタノール塩酸塩(63051-68-3)

(注) 3. から 5. までの () の番号は CAS 番号 (※アメリカ化学会の機関である CAS (Chemical Abstracts Service) が個々の化学物質もしくは化学物質群に付与している登録番号)

(4)・(5) (略)

2~6 (略)

様式 1~3 (略)

別記 1 (略)

○経済産業省令 号

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）を実施するため、輸入貿易管理規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年 月 日

経済産業大臣 名

輸入貿易管理規則等の一部を改正する省令

（輸入貿易管理規則の一部改正）

第一条 輸入貿易管理規則（昭和二十四年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

第六条中「第五十三条」を「第五十三条第二項」に改める。

（貿易関係貿易外取引等に関する省令の一部改正）

第二条 貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「及び金額を記入の上、確認印を押印し」を「金額及び確認を行った者を記入の上」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。